

2022年8月22日
(第501号)

Contents

I TOPICS

最近のセミナーや論文等の情報

II 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

・国務院 2022 年度立法業務計画

<刑事法>

・人身安全保護令事件の取扱いにおける法律適用の若干問題に関する規定

<貿易・税関>

・税にかかわる規則違反行為の自発的開示の処理に係る事項に関する公告

<知的財産権>

・展示会における知的財産権保護に関するガイドライン

<経済諸法>

・一部の事業者結合案件の独占禁止審査の試験的権限委譲に関する公告

草案・意見募集稿等

・電信分野違法行為通報取扱規定(意見募集稿)

・上海市データ取引所管理実施弁法(意見募集稿)

I TOPICS

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 15 回(台湾)

日時:2022 年 5 月 19 日

「日台ビジネスの紛争解決手段－訴訟と仲裁の選び方」

講師:アソシエイト吳曉青台湾弁護士

第 16 回(中国メインランド)

日時:2022 年 7 月 20 日

「中国越境 EC における法的留意点」

講師:パートナー若林耕弁護士

第 17 回(中国メインランド):2022 年 8 月 4 日(木)

「改正中国独占禁止法から読み解く実務上の留意点」

講師:パートナー弁護士 矢上浄子

Ⅱ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今月号の法令としては、国務院 2022 年度立法業務計画が注目される。同計画は、2022 年の立法作業のスケジュールを示すものである。特に、今年度中に、不正競争防止法改正草案、対外貿易法改正草案、仲裁法改正草案の作成が予定されていることが注目される。

その他、中国でも家庭内暴力等が社会問題化するが、それに対応するための「人身安全保護令事件の取扱いにおける法律適用の若干問題に関する規定」は興味深い内容と思われる。

公布済み法令

<憲法・行政法>

国務院 2022 年度立法業務計画

[ポイント] 国務院は、2022 年 7 月 5 日、2022 年の立法業務計画を公布した。同立法業務計画により明確された 2022 年度に立法予定の法律及び行政法規は、それぞれ以下のとおりである。そのうち、特に重要なものは、不正競争防止法改正草案、対外貿易法改正草案、仲裁法改正草案があり、当該三つの法律改正草案のいずれも全国人民代表大会常務委員会への提出を予定している。

全国人民代表大会常務委員会で審議予定の法律案(16 件)

- 1.関税法草案(財政部、海関総署起草)
- 2.増値税法草案(財政部、税務総局起草)
- 3.金融安定法草案(人民銀行起草)
- 4.就学前教育法草案(教育部起草)
- 5.学位法草案(教育部起草)
- 6.社会救助法草案(民政部、財政部起草)
- 7.突発公共衛生事件対応法草案(衛生健康委員会、疾病予防管理局起草)
- 8.エネルギー法草案(発展改革委員会、エネルギー局起草)
- 9.食糧安全保障法草案(発展改革委員会、食糧備蓄局起草)
- 10.鉄道法改正草案(交通運輸部、鉄道局起草)
- 11.治安管理处罰法改正草案(公安部起草)
- 12.行政不服審査法改正草案(司法部起草)
- 13.文化財保護法改正草案(文化観光部、文物局起草)
- 14.伝染病予防法改正草案(衛生健康委員会、疾病予防管理局起草)
- 15.国境衛生検疫法改正草案(海関総署起草)
- 16.鉱物資源法改正草案(自然資源部起草)

上記の他、以下の法律草案を全国人民代表大会常務委員会への提出を予定する。

国家発展計画法、消費税法、電気通信法、耕地保護法、機関運行保障法、ラジオ・テレビ法、医療保障法、危険化学品安全法、国家総合消防救助隊及び人員法、不正競争防止法改正草案、会計法改正草案、銀行業監督管理法改正草案、中国人民銀行法改正草案、商業銀行法改正草案、マネーロンダリング防止法改正草案、保険法改正草案、計量法改正草案、対外貿易法改正草案、仲裁法改正草案、人民警察法改正草案、税関法改正草案、統計法改正草案、都市住民委員会組織法改正草案、教師法改正草案、出入国動植物検疫法改正草案、国家秘密保護法改正草案

制定、改正予定の行政法規が以下のとおり16件あり、そのうち、特に重要なものは、ネットワークデータ安全管理条例及び事業者結合届出基準に関する規定がある。ネットワークデータ安全管理条例は、2021年11月14日から12月31日の期間に意見募集を行った。事業者結合届出基準に関する規定は、2022年6月27日から7月27日の期間に意見募集を行った。

- 1.都市公共交通条例(交通運輸部起草)
- 2.密輸防止総合管理に関する若干規定(海関総署起草)
- 3.未成年者ネットワーク保護条例(インターネット情報弁公室起草)
- 4.社会保険取扱条例(人的資源社会保障部、医療保険局起草)
- 5.生物技術研究開発安全管理条例(科学技術部起草)
- 6.生物医学新技術臨床研究及び実用化管理条例(衛生健康委員会起草)
- 7.生態保護補償条例(発展改革委員会起草)
- 8.炭素排出権取引管理暫定条例(生態環境部草案)
- 9.ネットワークデータ安全管理条例(インターネット情報弁公室組織起草)
- 10.領事保護及び協力条例(外交部起草)
- 11.無人航空機飛行管理暫定条例(中央軍事委員会連合参謀部、交通運輸部起草)
- 12.商用暗号管理条例(改正)(暗号局起草)
- 13.特許法実施細則(改正)(市場監督管理総局、知識産権局起草)
- 14.水中文化財保護管理条例(改正)(文化観光部、文物局起草)
- 15.人体臓器移植条例(改正)(衛生健康委員会起草)
- 16.放射性同位元素及び放射線装置安全・防護条例(改正)(生態環境部草案)

上記の他、国有金融資本管理条例、地方金融監督管理条例、上場企業監督管理条例、炭鉱安全条例、発票管理弁法、国家自然科学基金条例、植物新品種保護条例、国有資産評価管理弁法、株式会社の国外での株式募集及び上場に関する特別規定、事業者結合届出基準に関する規定、事業単位登記管理暫定条例の制定を予定する。

[原文] [国务院 2022 年度立法工作计划](#) (国办发〔2022〕24号)

[公布／公表機関] 國務院弁公庁 (国务院办公厅)

2022年7月5日公布、同日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

<刑事法>

人身安全保護令事件の取扱いにおける法律適用の若干問題に関する規定

[ポイント] 本規定は、反家庭暴力法に定められる人身安全保護令を発出するための要件、手続及び効果等について定めた最高人民法院による司法解釈である。2016年3月1日より施行されている反家庭暴力法においては、当事者が家庭内暴力を受けており、又は家庭内暴力の現実的な危険に直面している場合には裁判所に対して、人身安全保護令を発出することを申し立てることができ(反家庭暴力法 23条)、裁判所は、当該申立において明確な被申立人が存在し、具体的な請求があり、かつ家庭内暴力を受けている又は家庭内暴力の現実的な危険に直面している事情があると認める場合には、被申立人に対し、①家庭内暴力の実施を禁止し、②申立人及びその親族に接触することを禁止し、③申立人の住所から移転することを命じること、④申立人の人身の安全を保護するためのその他の措置を命じる人身安全保護令を発出することができると定めている(反家庭暴力法 27条、29条)。

本規定においては、人身安全保護令の申立ては離婚等の民事訴訟を提起することを条件としてはならないことを明確にし(1条2項)、当事者が高齢である、障害を持っている、又は重病を負っている等の理由により自ら人

人身安全保護令を申し立てることができない場合には、親族、公安機関、民生部門、婦女連合会、居民委員会、村民委員会、障害者連合会等の機関が当事者の希望に基づいて代理で申し立てることができるとしている(2条)。また、家族の間において食事を与えず、又は日常的に侮辱、誹謗、威嚇、追跡、騒ぎ立てることにより、身体的・精神的侵害行為を行うことは「家庭内暴力」に該当するとしている(3条)。また、人民法院は、関連する証拠(証拠の具体例として11種類列挙されている。)に基づいて人身安全保護令の申立てを受けた場合には、申立人が家庭内暴力を受け、又は家庭内暴力の現実的な危険に直面しているという事実が存在する可能性が大きいと考える場合には、人身安全保護令を発出することができるとしている(6条)。さらに、人身安全保護令により命じることのできる申立人の人身の安全を保護するためのその他の措置(上記の④)の具体的内容として、(i)被申立人が電話、ショートメッセージ、SNS、電子メール等の手段により申立人及びその親族に対して侮辱、誹謗、脅迫することを禁止すること、(ii)被申立人が申立人及びその親族の住所、学校、職場等の日常的に出入りする場所の一定の範囲内において申立人及びその親族が正常な生活、学習、仕事に影響を及ぼし得る活動を禁止することが含まれるとしている(10条)。また、被申立人が人身安全保護令に違反した場合には刑法上の判決・裁定執行拒否罪(刑法313条)に該当しうることを定めている(12条)。

[原文] 关于办理人身安全保护令案件适用法律若干问题的规定 (法释〔2022〕17号)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2022年7月14日公布、2022年8月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

<貿易・税関>

税にかかわる規則違反行為の自発的開示の処理に関する事項に関する公告

[ポイント] 税関査察条例(海关稽查条例)第26条により、中国の税関が税にかかわる規則違反行為を発見する前に企業が自発的に違反を開示し是正した場合には処罰を軽減するという制度が導入されている。本公告は、かかる自発的開示制度の具体的基準を定めるものであり、従前の基準(税関総署公告2019年161号公告)を基本的に緩和するものであるところ、企業にとっては処罰の免除を受けやすくなった。具体的には、違反の金額を問わずに処罰が免除される場合として、従前は違反行為の発生日から3ヶ月以内に自発的開示を行った場合と定められていたところ、かかる期限が違反行為の発生日から6ヶ月以内にまで延長された。また、従前は当該期限経過後の自発的開示であっても、税金の納付漏れが10%未満かつ50万元未満である場合は処罰を免除されるとされていたところ、かかる金額基準が税金の納付漏れが30%未満かつ100万元未満である場合にまで引き上げられた。ただし、本公告は、違反行為の発生日から1年という期限を新たに導入しており、金額基準を満たしていたとしても同期限を徒過した自発的開示については処罰を免除するとの明示的な定めがなくなったという点については留意を要する。なお、本公告の有効期間は2023年12月31日までである。

[原文] 关于处理主动披露涉税违规行为有关事项的公告 (海关总署公告2022年第54号)

附件1: 主动披露报告表

[公布/公表機関] 税関総署(海关总署)

2022年6月30日公布、2022年7月1日施行(有効期限2023年12月31日まで)

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

<知的財産権>

展示会における知的財産権保護に関するガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは、「展示会」の①開催前、②開催期間中及び③開催後の各段階における知的財産権の保護について定めるものである。なお、「展示会」には、中国国内で開催される経済技術取引展覧会、博覧会、取引会等が広く含まれる。具体的には、①展示会開催前においては、管轄(展示会開催地)の知的財産権管理部門が、「出展契約」における知的財産権保護に関する条項の強化を指導し、また、展示会開催期間中に知的

財産権紛争の受理や処理を扱う「ワークステーション」の設置を指導する等とされている。②展示会開催期間中においては、当該ワークステーションを通じて知的財産権の侵害に関する苦情処理が一括的になされることになる。例えば、被申立人がワークステーションから苦情申立に関する通知を受領後 24 時間以内に正当な理由なく陳述書等を提出しなかった場合等において、ワークステーションは、展示会主催者と連携し、当該展示物の撤去、遮蔽、リンクの削除、遮断等の措置を講じ得ると定められている。③展示会開催後においては、管轄の知的財産権管理部門は展示会主催者に対して、出展者による知的財産権の侵害等に関する記録、苦情申立及び紛争処理の統計を行うことを指導するとされている。なお、本ガイドラインはオンライン展示会にも適用される。

[原文] [展会知识产权保护指引](#)（国知发保字【2022】30号）

[公布／公表機関] 国家知識産権局（国家知识产权局）

2022年7月20日公布、同日施行

執筆担当：中国弁護士 李芸

<経済諸法>

一部の事業者結合案件の独占禁止審査の試験的権限委譲に関する公告

[ポイント] 本公告は、国家市場監督管理総局が一部の事業者結合案件の独占禁止審査事項の権限を一部の省級市場監督管理部門に試験的に委譲することに関する規定である。

具体的には、北京、上海、広東、重慶、陝西の5つの都市の市場監督管理部門（以下「試験省級市場監督管理部門」という。）に一部の事業者結合簡易案件の審査作業が試験的に委譲される。試験期間は2022年8月1日から2025年7月31日までである。

委譲対象案件の流れとしては、①国家市場監督管理総局が一括で事業者結合届出を受理し、②試験省級市場監督管理部門が予備審査を行い、③国家市場監督管理総局に審査報告及び審査意見を提出し、④国家市場監督管理総局が当該審査に基づき審査決定を行い、⑤試験省級市場監督管理部門が当該審査決定を届出人に送付する、というものである。

[原文] [关于试点开展委托实施部分经营者集中案件反垄断审查的公告](#)（市場監督管理総局公告2022年第23号）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局

2022年7月8日公布、2022年8月1日施行

執筆担当：顧問 李彬

草案・意見募集稿等

電信分野違法行為通報取扱規定(意見募集稿)

[ポイント] 2022年7月8日、「電信分野違法行為通報取扱規定(意見募集稿)」(以下「本草案」という。)が公表された。本草案は、「行政処罰法」(2021年7月15日改正施行)、「電信条例」(2016年2月6日改正施行)等を根拠として起草され、電信分野における違法行為に関する通報手続を規定するものであり、全4章(①総則、②受理、③手続、④附則)、合計23条で構成される。

本草案には、電信分野における違法行為に関する通報の処理につき責任を負う管轄当局(第4条)、通報時の必要資料(第7条)、通報の受理期限・受理条件(第8条・第9条)が明記されているほか、通報受理後の処理手続(第13条～第21条)が具体的に定められている。また、通報に基づき電信主管部門により立件された後は、「行政処罰法」等の規定により処理される(第18条)。

「違法行為」の内容については、本草案上、具体的には規定されていないものの、「電信監督管理の関連規定の違反にかかわる」事項が通報対象とされていることから(第2条第2項)、例えば、「電信条例」が要求する「電信業務経営許可証」(いわゆるICPライセンス。「電信条例」第7条第2項)を取得せずに、電信業務経営活動

に従事した場合には、通報対象になると考えられるため、電信業務に従事する企業としては、本草案の今後の動向に留意することが望ましい。

[原文] 電信領域违法行为举报处理规定（征求意见稿）

附件 1: 電信領域違法行為舉報處理規定（征求意见稿）

附件 2: 關於「電信領域違法行為舉報處理規定（征求意见稿）」的說明

[公布／公表機関] 工業及び情報化部（工业和信息化部）

（意見募集期間：2022 年 7 月 8 日～2022 年 8 月 10 日）

執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

上海市データ取引所管理実施弁法（意見募集稿）

[ポイント] 本意見募集稿は、上海市で設立されるデータ取引所に関する行政上の管理を定めたものである。2021 年 9 月 1 日実施の「データ安全法」においてデータ取引管理制度の整備、データ取引市場の育成が提唱されたことを受け、上海市では 2021 年 11 月 25 日付で上海データ取引所が開設された。また同日に「上海市データ取引条例」も公布されている。本意見募集稿によると、データ取引所は、取引データの登記、競売、資金の決済、データ取引紛争の調停等の業務を提供できる。データ取引所の情報システムに関しては、主管部署である上海市経済情報化委員会がリモートアクセスできるような機能を設置すること、データを 20 年以上保存することが求められ、またデータ取引情報の分析を含む報告書の定期的な提出も必要とされる。

[原文] 上海市数据交易场所管理实施办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 上海市経済情報化委員会（上海市经济和信息化委员会）

（意見募集期間：2022 年 7 月 6 日～2022 年 8 月 5 日）

執筆担当：中国弁護士 胡絢静

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。